

14 野外焼却（野焼き）の禁止について

平成13年4月1日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、野外焼却（野焼き）は【一部の例外】を除いて、何人（なんびと）も行うことが禁止されました。野外焼却（野焼き）は、もともと「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されていましたが、

- 1.全国的に悪質な野外焼却（野焼き）が後を絶たないこと
- 2.野外焼却（野焼き）では通常焼却温度が200度～300度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となることなどから、野外焼却（野焼き）を直接罰の対象とすることになりました。

◆ 廃棄物の焼却禁止違反：5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金、又はこの併科

■ 野外焼却（野焼き）の禁止

廃棄物を焼却するときは、環境省令で定める構造を有する焼却施設を用いて、環境大臣が定める方法により焼却する必要があります。

●環境省令で定める構造（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7）

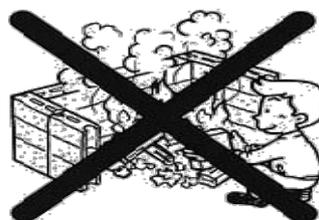
- ① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること
- ③ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること
- ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること

●環境大臣が定める方法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号イ・平成12年12月28日厚生省告示637号）

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること
- ② 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること
- ③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること



ドラム缶



ブロック積み



プラスチック類の焼却

ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘ってのごみ焼却は野外焼却（野焼き）と同じですから、行わないでください。

ダイオキシン類は焼却過程で発生します。ただし、野外焼却（野焼き）の禁止には【一部の例外】があります。詳しくは次のページをご覧ください。

15 野外焼却（野焼き）の禁止の例外について

野外焼却（野焼き）は法律で禁止されていますが、法律などで一部例外を設けています。

■森林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却

農林水産大臣が、森林病虫害などが異常にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあると判断したときに、病虫害などが付着している枝条及び樹皮の焼却を命じます。命令者はあくまで農林水産大臣ですので、「庭にある木に小さな虫（害虫）がたくさん付いているので…」という個人の判断では焼却することはできません。

■家畜伝染病予防法に基づく伝染病に罹患（りかん）した家畜の死体の焼却

家畜伝染病予防法で定められた伝染病に罹患して死んだ家畜の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、その死体を焼却することになります。鳥インフルエンザに罹患したニワトリが死亡した場合、その死体を焼却処分しますが、それがこの例外に当てはまります。飼っているペットが死んだ場合などは当てはまりませんので、火葬施設がある民間ペット会社などに相談してください。

■国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

- 例) 河川管理者が、河川管理のために行う伐採した草木などの焼却
- 例) 海岸管理者が、海岸管理のために行う漂着物などの焼却

■震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

- 例) 凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時（地震・台風など）、災害復旧時の木くずなどの焼却
- 例) 火災予防訓練時の模擬火災のための焼却
- ※ 廃タイヤの焼却は含まれません

■風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

- 例) どんど焼き、地域の行事における不要となった門松、しめ縄などの焼却
- 例) 大文字焼きなど古くから伝わる風俗習慣的な行事
- ※ 倶知安町でも、どんぐり広場横の倶知安神社屯宮で毎年1月中旬に「どんど焼き」を行っていますが、現在は有害物質を出さないため、プラスチックの装飾品などは外して焼却しています。

■農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

- 例) 農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が漁網に付着した海産物、流木などの焼却
- ※ 廃プラスチック（肥料袋など）の焼却は含まれません

■たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

- 例) 暖をとるためのたき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くずなどの焼却

野外焼却の禁止規定は、これまでの行政処分では適切な取り締まりが困難だった悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対し、それらを罰則の対象とすることで取り締まりの実効を上げるためのもので、罰則の対象としてなじまないものについて、例外を設けています。

しかし、野外焼却の例外とされているこれらのことも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし、「近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い人がいるので困る」などの苦情の原因となります。特に「軽微な焼却」については、軽微な量がどのくらいなものか…は焼却する個人の判断に任されてしまいます。やむを得ず軽微な焼却をする場合は、①煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる（苦情が出ない量にとどめる）②風向きや強さ、時間帯を考慮する③草木などはよく乾かし、煙の発生量を抑える④ご近所の理解を得て迷惑にならないようにするなどの配慮が必要になります。当然、これらの配慮は、国や地方公共団体が施設管理のために行う焼却についても同様です。みんなで協力して、快適な生活環境の維持に努めましょう。